

平成28年8月25日
関西電力株式会社

運転期間延長認可申請に係る審査関係資料におけるマスキング対象の見直しについて

運転期間延長認可申請に係る審査関係資料における原子力発電所設備の設計、製造等に関する技術情報については、メーカーの営業機密情報として、非公開としてきました。

しかしながら、先般6月1日の臨時原子力規制委員会にて同審査関係資料のマスキングに対する公開へのご指摘をいただきましたことを踏まえ、運転期間延長認可申請に係る審査関係資料については、審査の透明性を向上させ、公衆の原子力発電所の健全性に関する理解向上に資するために、メーカーの有する重要な営業機密を除いて、極力情報公開を行うこととしました。

1. 営業機密について

運転期間延長認可審査関係資料において、メーカーが非公開とする営業機密は下記に該当するものです。このうちBに該当する情報に関しては、極めて秘匿性の高いものから、比較的低いものまでメーカーとしての営業機密の重要度には差がありますが、従来、営業機密保護の重要性から、その重要度の差に関わらず、それらを一律に営業機密として非公開としていました。

[営業機密に該当する技術情報]

A. 特許、契約等に係る技術情報

- A1： 特許、実用新案出願予定の情報
- A2： 技術提携に基づく導入技術に係る情報
- A3： 顧客、協力会社との協定、契約で守秘義務を有する情報

B. 上記以外の技術情報

- B1： 競合会社はその情報を使用した場合、設計、製造、輸送、建設、運転、保守、品質保証において、コスト低減、性能向上、許認可性の向上などの面で有利となる情報（特殊材料の選定、詳細寸法、設計裕度、特殊な製作手順など）
- B2： 競合会社はその情報を使用した場合、技術的及び経済的に有利となる高度なソフトウェアに係る技術を含んでいる情報（メーカー独自に開発した解析コード、実験式等）
- B3： メーカー独自の技術開発に係る情報（開発計画など）

2. メーカーの営業機密情報に対する今回の見直し方針について

新規制基準制定後、原子力発電を取り巻く環境の変化から、審査の透明性や公衆の理解向上が重要となってきたことから、これまでの営業機密の保護の視点のみならず、それらの視点からも情報公開範囲を判断する必要が出てきました。

従って、これまで一律に非公開としてきた営業機密を改めて重要度で整理・分類し、今後は重要度の高い営業機密以外は、営業機密であっても審査の透明性や公衆の理解向上を優先して、公開することとしました。

なお、運転期間延長認可審査関係資料において下記情報についてはメーカーにおける重要度の高い営業機密と判断していますので、今後も非公開とさせていただきます。

- (1) 構造に関する詳細な情報 (例：寸法公差、最小板厚)
- (2) 材料に関する詳細な情報 (例：材料スペック、不純物濃度実績といったスペックと同等の情報)
- (3) 製作に関する詳細な情報 (例：製作手順詳細、使用する治工具)
- (4) 解析に関する詳細な情報 (例：FEM解析モデル、物性値の選定根拠)
- (5) メーカーが実施した試験に関する非公開情報 (例：試験結果、試験装置の詳細)

3. メーカーの営業機密に対する今後の対応について

運転期間延長認可申請に係る審査関係資料は、今後提出するものについて、順次、上記2. の方針に則り公開するよう対応してまいります。

過日提出した高浜1, 2炉の運転期間延長認可申請に係る審査関係資料においては、作業の都合上、中性子照射脆化に関する補足説明資料について、上記2. の方針に基づき公開範囲を見直したものを提出いたしました。

上述のとおり、メーカーの有する重要な営業機密を除いて、極力情報公開を行うことを6月16日にご報告させて頂きましたが、今般、更に電気事業者のノウハウ保護の詳細な考え方について下記のとおりご報告いたします。

4. 当社の情報公開について

従来から、当社は情報公開法に基づき行政文書開示請求を求められた場合においてマスキングを実施しておりますが、審査関係資料については規制委員会HPで公開されることから、マスキング対象は同じ考え方を適用しております。

具体的には、公開することにより犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす虞がある部分および当社のみならず関係諸機関、個人の正当な権利・権益を侵害する虞のある部分については原則として公開しないこととしております。

[マスキング対象に該当する内容]

- A. 犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす虞のあるもの
～ 技術情報ではないため、記載略 ～
- B. 競争上の地位、財産権など法人等の正当な利益を害する虞のあるもの
 - ・ 市場を奪われる可能性のある機密と判断される情報
 - ・ 特許、実用新案出願に係わる情報
 - ・ 技術提携に基づく導入技術で開示が制限されている情報
 - ・ 契約先との協定、契約により営業上および技術上の秘密扱いとされている情報
 - ・ 特殊な設計上の配慮を払った部分の情報
 - ・ 設計根拠に係わる情報
 - ・ 計算手法に係わる情報
- C. 個人の正当な権利利益を侵害する虞のあるもの（個人情報に係わるもの）
～ 技術情報ではないため、記載略 ～
- D. その他
 - ・ 国際的信義に反すると揶揄される虞のあるもの 他

前述の下線部に関する情報については、電事連の「手順書等情報公開のガイドライン（平成 11 年 11 月）」を参考にしながら決定してきました。

(抜粋) ノウハウの保護

手順書等の情報を公開することにより、市場を奪われる等電気事業者または第三者に直接的な不利益をもたらしてはならない。このため、手順書等の情報が

- ① 自社の営業機密
- ② 他社の営業機密

に係るものである場合、当該情報をマスキングする。

これらの情報の具体例として、各種設定値、管理値、水質データ、定期試験実施間隔の許容範囲、運転員の巡視点検ルート・頻度・点検項目、決裁権限、契約に関する事項等がある。

5. 当社の営業機密情報に対する今回の対応について

当社をはじめとする電気事業者は、情報公開法に基づく行政文書開示請求や前項の調査指示の対応により、既にノウハウの保護に係るマスキングの考え方としては、特に運転・保守の面において、競合会社はその情報を使用した場合、品質保証において、コスト低減、性能向上、許認可性の向上などの面で有利となる情報として確立しております。

なお、設置変更許可や工事計画変更認可等の各種申請における対応としては、これまでどおり規制当局殿が審査に必要とする情報は開示・提供して参ります。

更に今般、冒頭に記載した経緯や背景に鑑み、6月16日に新たに公開範囲としたメーカーのノウハウと同様に、当社の営業機密ではあるものの、延長審査に対する透明性や公衆の理解向上に資するため、前項に記載した情報のうち決裁権限[※]を除いては、今後の延長審査に係る補足説明資料において新たに公開範囲とすることいたします。

※ 決裁権限を公開することにより、経営判断の類推、発注規模や契約価格の類推に繋がる（＝公取からの指摘に反する）と考えられること。また技術的な審査の内容に直接的な影響は無いため、従前どおり非開示といたします。

以 上